

児童手当が令和 4 年 10 月支給分から一部変更になります

問町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

■現況届の省略

令和 4 年から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出が不要になります。
※ DV による避難者や離婚協議中の人など、提出が必要な人は役場からご案内します。

変更前	変更後
毎年 6 月に役場に現況届を提出	現況届の提出不要

以下の事項があった場合は、手続きが必要です。

- ・支給対象となる児童がいなくなったとき（離婚に伴う児童と別居など）
- ・受給者、配偶者または児童の氏名または住所が変わったとき（町内転居、他の市区町村および海外への転出）
- ・受給者が再婚もしくは離婚した、または配偶者が死亡したとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員となった場合も含む）
- ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ・養育者として、海外に住んでいる父母から『父母指定者』の指定を受けるとき

■公務員の人へ

養育者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。公務員になった人、退職などにより公務員でなくなった人、または公務員ではあるが勤務先に変更がある人は、事実発生の翌日から 15 日以内に住所地の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

■特例給付（児童 1 人 5,000 円）の所得上限限度額の設定

令和 4 年 10 月支給分から、児童を養育している人の所得が下表に記載の額以上の場合、児童手当などは支給されません。なお、児童手当などが支給されなくなった後に所得が限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となりますのでご注意ください。

◇所得上限限度額表

所得税法上の 扶養親族などの数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得額（万円）	858	896	934	972	1,010	1,048
収入額の目安（万円）	1,071	1,124	1,162	1,200	1,238	1,276

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、『扶養親族など』という。）並びに扶養親族などでない児童で前年の 12 月 31 日において生計を維持した人の数をいう。扶養親族などの数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1 人につき 38 万円（扶養親族などが同一生計配偶者（70 歳以上の人に限る）は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額となります。

※『収入額の目安』は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。